利用してみませんか 不用品の登録バンク

不用品の登録バンクが5月2日からスタートしました。

市消費者運動連絡会では、まだ十分に使うことができるが使わなくなったものや、余分なもので不用になっているものなどを有効に活用し、少しでも資源やエネルギーの節約に役立てようとするものです。申請用紙は市内各公民館、市商工課に用意してあります。

あなたも、一度、利用してみませんか。申込みや問い合せは市商工課（52—0123 内線400）です。ただいま不用品の登録状況は次のとおり。

▶譲ります

ソファー兼ベット（5,000円）、シングルベット（2～3万円）、流し台（1,500円）、ガスオーブン（8,000円）、ベビーベット（1,500円）、ウインドフアン（1万円）、ステレオ（13万円）、ギター（7～8,000円）自転車（2万円）

▶譲ってください

ベット（1万円）ベビーベット（5,000円～1万円）、自転車（5,000～1万円）、子供ベット（5,000円～1万円）、乳母車（5,000円）、ステレオ（1万～3万円）、洗濯機（5,000円）、掃除機（3,000円～1万円）、ポータブルミシン（5,000円）、ピアノ（20万円以下）、バイオリン（1万円）、婦人用バイク（2～3万円）、圧力ナベ（3,000円）、圧力ガマ（3,000円）、座敷用ガスボンベ5K（3,000円）

【写真・登録バンクの受付風景】

どんな相談でも 気軽に市民相談室へ

市では、市民のみなさんが日頃から市に対して感じていることや、今後こうして欲しいというご意見、ご要望を聞く、いろいろな窓口を設けています。このほか日常生活のうえで悩みごとや困っていることについても毎日、相談に応じています。気軽に庁舎2階の市民相談室（電話51—0123、内線243～245）へ電話または直接お出かけください。費用はいっさい無料です。

秘密は固く守ります。相談の内容は次のとおりです。

相談のごあんない	相談種別	実施日	おもな内容	担当
	市民相談	毎日 9時～4時（土曜日は正午まで 日曜・祭日は休み）	市の仕事についての要望、苦情のほかなんでも	市民相談室相談員
	交通事故相談		交通事故による損害補償などの相談	
	市長相談	毎月第2火曜日 1時～3時	市政全般について市長が直接お聞きします	市長
	法律相談	毎週水曜日 1時～3時	土地・建物・相続など法律問題ならなんでも	弁護士
	税務相談	第1・第3金曜日 9時～4時	国税・市民税などの金のことならなんでも 税	国・市税務担当員
	人権相談	毎週木曜日 10時～3時	差別待遇・強迫などの人権問題の相談	人権擁護委員
	心配ごと相談	毎週月曜日 10時～3時	家庭内のいざこざや心配ごとについての相談	民生委員
	消費生活相談	第1・第3火曜日 10時～3時	買い物や商品についての苦情や相談	消費生活苦情相談所相談員
	行政相談	第2・第4金曜日 1時～3時	国・県・公社・公団についての苦情、要望の相談	行政相談員
	内職相談	毎週月・木曜日 9時～4時	内職をしたい人・内職を出したい事業所の相談	県内職指導センター相談員
	住宅相談	第3火曜日 9時～3時30分	住宅建設の設計や手続方法、資金などの相談	県・市建築住宅担当職員
	労災・職業病相談	第2金曜日 10時～3時	仕事中に起きた事故の補償などと各種職業病の相談	県労働安全センター相談員
	し尿浄化槽相談	第3水曜日 9時～12時	し尿浄化槽の維持管理・設置についての相談	清掃管理課担当職員